**滋賀県女性の参画による防災力向上検討懇話会設置要綱**

　（設置）

第１条　様々な防災関係組織への女性の参画を促進することで、それぞれの「組織力」を向上させ、非常時に備えるための活動に「女性の視点」を取り込むことで、地域防災力の向上を図るため、滋賀県女性の参画による防災力向上検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

　（所掌事務）

第２条　懇話会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について知事公室防災危機管理局長（以下「防災危機管理局長」という。）に意見・助言を行う。

（１）「（仮称）女性の参画による防災力アッププロジェクト」の策定に関すること

（２）「（仮称）女性の参画による防災力アップフォーラム」の開催に関すること

（３）その他前条の目的達成に必要となる事項

　（組織）

第３条　懇話会は、別表に掲げる委員で組織する。

２　懇話会に座長を置き、委員の互選により選任する。

３　座長は懇話会を代表し、会議進行等の会務を総括する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、防災危機管理局長が第２条に掲げる事項について達成する日までとする。

　（招集等）

第５条　懇話会は、防災危機管理局長が招集する。

２　防災危機管理局長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

　（庶務）

第６条　懇話会の庶務は、防災危機管理局地震・危機管理室において行う。

　（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、防災危機管理局長が定める。

　　　付　則

　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

別表

**滋賀県女性の参画による防災力向上検討懇話会**　**委員名簿**

〔敬省略〕

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 所属・職名等 |
|  | 特定非営利活動法人ＮＰＯ政策研究所専務理事 |
|  | 防災おにぎり委員会副代表 |
|  | 大津市危機・防災対策課長 |
|  | 大津市消防団本部副団長 |
|  | 野洲市消防団副団長 |
|  | たかしま災害支援ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾈｯﾄﾜｰｸ「なまず」代表 |
|  | 滋賀県理事員（男女共同参画・女性活躍担当） |
|  | 日本防災士会滋賀県支部事務局長 |
|  | 彦根市大藪町自主防災会長 |
|  | 滋賀県地域防災アドバイザー |
|  | 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事務局長 |
|  | 立命館大学Sustainable Week実行委員会 |
|  | 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター主任研究員 |
|  | 滋賀県女性防火クラブ連絡協議会長 |